

相模原市農業委員会第8回会議議事録

開 会 日 時 令和7年10月31日 午後1時34分

閉 会 日 時 令和7年10月31日 午後2時33分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 (○印)

①	齋藤 孝之	⑧	西東 邦雄	⑮	高橋 三行
②	築地原 優二	⑨	鈴木 輝彦	⑯	加藤 通一
③	阿部 健	⑩	菱山 喜章	⑰	檜島 真
④	黒木 竜郎	⑪	芥藤 嘉之	⑱	菊地原 靖
⑤	藤村 達人	⑫	木下 賢一	⑲	大塚 優子
⑥	渋谷 久夫	⑬	志村 佳男		
⑦	山口 幸男	⑭	岸 義之		

出席委員 19名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事 務 局 菊地原央 山下淳 清水正之 武信秀直

議事録署名人 議長

議席 8番

議席 10番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2	議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について
3	議案第39号	農地法第4条の規定による許可申請について
4	議案第40号	農地法第5条の規定による許可申請について
5	議案第41号	農用地利用集積等促進計画の要請について
6	議案第42号	農用地利用集積等促進計画に係る意見について
7	議案第43号	農用地利用集積等促進計画に係る意見について
8	議案第44号	都市農地貸借に係る事業計画の決定について
9	報告第39号	相模原市地域計画（案）に係る意見照会に対する回答について
10	報告第40号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
11	報告第41号	農地所有適格法人の報告について
12	報告第42号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
13	報告第43号	非農地証明書の発行について
14	報告第44号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
15	報告第45号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第8回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は19名で、定足数に達しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、8番西東邦雄委員、10番菱山喜章委員を御指名いたします。

本日の傍聴希望者はないということでございますので、続けます。

それでは、これより日程に入ります。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

日程1「会務報告」をいたします。

菊地原事務局長に報告をいたさせます。

事務局（菊地原事務局長）

それでは、令和7年9月30日から令和7年10月30日までの主な会務につきまして、報告をさせていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

10月1日、神奈川県農業委員会活動推進大会第2回大会運営委員会が開催されまして、阿部会長と私が出席しております。内容につきましては、大会議案、被表彰者の決定ほかでございます。

10月15日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告6件となっております。

続きまして、市関係でございます。

9月30日、農業委員会第7回総会を行いまして、農業委員18名が出席しております。内容につきましては、令和8年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見についてほかでございます。

10月3日、相模原市表彰審査委員会が行われまして、大塚委員が出席しております。内容につきましては、相模原市表彰条例に基づく表彰者の諮問についてほかでございます。

10月15日に本庁地区、16日に津久井地区の農地利用最適化推進委員個別報告会を行いまして、農地利用最適化推進委員が15日は7名、16日は11名、出席しております。内容につきましては、9月の活動報告についてほかでございます。

10月23日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

10月30日、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定の方針に係る第3回相模原市都市計画審議会小委員会が行われまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、都市構造分析に基づく将来都市像及び立地の適正化に関する基本方針についてでございます。

裏面を御覧ください。

続きまして、2のその他でございます。

初めに、県関係でございます。

10月23日、令和7年度関東ブロック女性農業委員等研修会及びかながわ農業委員会女性協議会現地交流会が開催されまして、大塚委員が出席しております。内容につきましては、事例発表、特別講演ほかでございます。

続きまして、市関係でございます。

10月3日、令和8年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見提出が行

われまして、阿部会長、菱山副会長、高橋農政運営委員会委員長、西東副委員長、大塚農地あっせん委員会委員長、山口副委員長が出席しております。内容につきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出でございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

5番（藤村委員）

1 ページ目の一番下、一言で結構ですけど、農業に関して何かありましたでしょうか。

議長（阿部会長）

都市計画審議会小委員会の内容でよろしいですか。

5番（藤村委員）

そうです。

議長（阿部会長）

特に農業を何とかというところは、まだ、ここの中では出ていません。ただ、项目的には、森林であったり、農地であったり、こういうところはエリアを定めていくのかどうかということはこれからのことになっていくと思います。

5番（藤村委員）

どうもありがとうございます。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程2議案第38号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-14及び3-1009は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和7年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-14は、相模原市中央区に住む譲受人が、横浜市中区に住む譲渡人が所有する農地について、親族間の財産整理のため、所有権移転を受けるための申請です。譲受人は姉、譲渡人は弟になります。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、中央区田名の畑、4筆1,246㎡です。今後の作付は、里芋やサツマイモ、カボチャ、スイカなど露地野菜を栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地2筆902㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の1件について説明いたします。

收受番号3-1009は、東京都八王子市に住む譲受人が、緑区寸沢嵐に住む譲渡人の農地を、親族間での財産整理のため、所有権移転する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。申請地は、千木良の畑、1筆117㎡です。今後の作付は、ネギ、キャベツ、ホウレンソウ、サツマイモなどの露地野菜を予定しております。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しております。全部効率利用要件につきましては、経営農地1筆348㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上につきましては、譲受人が155日で要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見、お願いいたします。

収受番号3-14については、中央区担当、木下賢一委員、お願いします。

12番（木下委員）

10月18日に、田名の農地利用最適化推進委員の井上直樹さんと現地調査を行いました。親族間の所有権移転ということで、畑もきれいに耕作されていますし、何ら問題ないと思います。御審議よろしくをお願いします。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号3-1009については、相模湖地区担当、岸義之委員、お願いいたします。

14番（岸委員）

千木良小学校の東側200mぐらい行ったところがありますが、10月16日に推進委員の榎本さんと午前中に現地調査を行いました。整備されていて、特に問題ないと思います。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第38号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程2議案第38号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

日程3 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程3議案第39号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（山下所長）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-1003は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和7年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号4-1003は、申請人が所有する青根の農地、1筆68㎡を住宅建て替えに伴い、通路として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、自己住宅の建て替えに伴い、北側からの通路として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、東側隣接農地は既設の縁石、西側の本人所有農地との境には矢板を設置します。申請地は市の国民健康保険青根診療所の南西約300mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明、御意見をお願いします。

收受番号4-1003については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

10番（菱山委員）

10月26日に、柳川推進委員と現地調査に行っていました。事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと思いますけど、写真の手前側がちょっと一段高い畑になっていますので、そこを階段にするような話はしていました。そのほかは何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議、よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

15番（高橋委員）

写真を見る限り、これも田んぼと書いてあるんですけども、ほかの田に影響するのはどんなものがあるかという検討がなかったものですから、その辺を聞きたいなど、お願いします。

事務局（山下所長）

スクリーンの写真の右側、西側は自己所有農地で、境として矢板を設置します。

15番（高橋委員）

高さとか、そういうのは。

事務局（山下所長）

矢板の高さは15cm、延長は約45mです。東側隣接農地は、既設の縁石がありますので、周囲の農地へ影響はございません。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

15番（高橋委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかに御発言ございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですね。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第39号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程3議案第39号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程4議案第40号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-15から5-16及び5-1032から5-1035は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和7年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページから8ページを御覧ください。

收受番号5-15は、譲受人の株式会社アクト・エアが、譲渡人が所有する麻溝台2丁目の農地、1筆965㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、廃棄物処分業を営んでおり、事業規模拡大により、現在使用中の駐車場が手狭となったため、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、北側及び南側に鋼板を設置し、東側及び西側は既設鋼板を利用する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は、はの原第二公園の北西約230mです。

続きまして、收受番号5-16は、譲受人の有限会社リバーサイドサガミが、譲渡人が所有する田名の農地、2筆1,653㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地と第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業を営んでおり、事業規模拡大により、現在使用中の資材置場が手狭となったため、新たに資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、ブロック積み2段から6段を設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は田名つゆ草公園の南東約190mです。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の4件について説明いたします。

收受番号5-1032は、仮受人の有限会社江原タイヤが、貸出人が所有する緑区川尻の農地、5筆628㎡の賃借権の設定を受け、東側に隣接する雑種地と合わせ、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第3種農地と第2種農地です。申請理由といたしましては、自動車タイヤの販売、修理、交換業を営み、出張タイヤ交換サービスを主なものとしており、事業規模の拡大に伴い、新たに資材置

場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、南側の車両等出入口を除き、コンクリートブロック1段から2段積みで、一部は万能鋼板とし、雨水については、雨水浸透柵を設置する計画です。申請地は太陽の子幼稚園の南西約400mです。

続きまして、収受番号5-1033は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区名倉の農地、1筆395㎡の所有権移転を受け、学習塾敷地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、今までユーチューブやオンラインによる講義を実施してきましたが、自宅隣接地が確保できたことから、対面式の講義も行うため、新たに学習塾を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、コンクリートブロック1段から3段積みを設置し、雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透、汚水については合併浄化槽により処理し、敷地内浸透とする計画です。申請地はシュタイナー学園初等部・中等部の南東約100mです。

続きまして、収受番号5-1034は、借受人の日特建設株式会社が、貸出人が所有する緑区吉野の農地、1筆639㎡の賃借権の設定を受け、一時的に作業所及び資材置場とするための一時転用の申請で、期限は令和8年1月16日までです。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、国道20号の吉野地区防災工事として、排水溝の設置工事の実施に当たり、隣接地である申請地を作業場及び資材置場として一時転用するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、周囲に土留め鋼板を設置し、雨水については、敷き砂利または土のままの敷地内浸透とする計画です。申請地はふじのこども園の東南東約600mです。

続きまして、収受番号5-1035は、譲受人の有限会社神津土地が、譲渡人が所有する緑区鳥屋の農地、1筆808㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、不動産業を営んでおり、自然に囲まれ、住環境がよく、家庭菜園や車も複数台駐車できるよう、敷地に余裕のあるニーズに対応するため、1区画の宅地として販売するための転用です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、東側の車両等出入口を除き、周囲にコンクリートブロック1段積みを設置し、雨水については、土のままの状態の敷地内浸透とする計画です。申請地は関戸歯科医院の南西約1,300mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、過日、現地調査をしていただきました地区委員さん、補足説明、御意見を伺いたいと思います。

収受番号5-15については、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

13番（志村委員）

10月22日に、戸部推進委員と現地確認へ行ってきました。おおむね、事務局

の説明のとおりです。この場所は、周辺はほとんど農地がない状態で、ここの農地が最後の農地となるのかなと思います。転用はやむを得ないのかと思います。雨水の流出も確認は大丈夫だと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-16については、中央区担当、木下賢一委員、お願いします。

12番（木下委員）

10月21日に、中島幸平推進委員と現地調査に伺いました。田名小学校から塩田の昭和橋方面に向かっていきまして、望地のセブン・イレブンの先ですが、入り口が、大型トラックの出入りにしては狭いんですね。資材置場ですけど、右側が相模川なので、大分傾斜していきまして、境はしっかり入っていましたが、土を入れないと、資材置場としては傾斜が激しいなと思いました。御審議お願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1032については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いいたします。

8番（西東委員）

10月26日に現地確認をしてまいりました。事務局から説明があったように、隣の雑種地があるんですが、それも同じ所有者で、それも借りて賃借するというので、一定の大きさの資材置場、駐車場になるかと思います。特に問題はないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1033については、藤野地区担当、黒木竜郎委員、お願いします。

4番（黒木委員）

10月19日に、推進委員の倉田泰明委員と現地調査に行つてまいりました。事務局からの説明どおり、シュタイナー学園の近くにあり、スクリーンの写真で見ると、右側の家が譲受人の家ということで、問題はないと思います。御審議をよろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1034については、藤野地区担当、檜島真委員、お願いします。

17番（檜島委員）

推進委員の守屋さんは、家の近くだったので、先に見ております。私は10月23日に現地を調査してまいりました。東側が急な崖という形になっていて、下に国道20号が通っております。西側は舗装された道路であり、資材置場には、そのまま利用できると思っております。何ら問題がないと思っておりますので、御審議よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1035については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

10番（菱山委員）

10月26日に、奈良推進委員と現地調査に行っていました。事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと思いますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
御発言ございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。
議案第40号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。
よって日程4議案第40号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第41号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議長（阿部会長）

続いて、日程5議案第41号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、9ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第41号 農用地利用集積等促進計画の要請について。別紙農用地利用集積等促進計画に定める事項整理番号7-4から7-19及び7-1018から7-1034は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、当該事項を示して農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請することとする。令和7年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10ページから24ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が、所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて、権利設定をするための農用地利用集積等促進計画の作成を農業委員会から農地中間管理機構に要請するものです。

本庁管内の16件について説明いたします。

整理番号7-4から7-16は、期間満了に伴う更新のための貸借の権利を設定するもので、合計13件、28筆17,604.30㎡です。

整理番号7-17から7-19は、新規に貸借の権利を設定するもので、合計3件、4筆、3,252㎡です。

なお、新規3件の借受人はいずれも新規就農者で、7-17は本農業委員会が令和7年4月25日に、7-18及び7-19は、令和6年12月19日に新規就農認定した者が初めて農地を借り受けるものになっています。

新規分の案内図は21ページから24ページを御覧ください。

7-17については多肉植物を、7-18及び7-19については露地野菜を栽培する予定です。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の17件について説明いたします。

17ページの整理番号7-1018から24ページの7-1034までは、全て期間満了に伴う更新のための貸借の権利を設定するもので、合計17件、37筆、27,487㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第41号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5議案第41号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第42号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議長（阿部会長）

続きまして、日程6議案第42号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、25ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第42号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について。別紙農用地利用集積等促進計画案整理番号7-42から7-48、7-50から52及び7-54から7-105並びに7-1008は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たすものと認められるため、同法第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり意見することとする。令和7年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、26ページから38ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が、所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて、権利設定をするための農用地利用集積等促進計画の案に対し、求めに応じ、意見するものです。

本庁管内の62件について説明いたします。

整理番号7-42から7-48、7-50から7-52及び7-54から7-105は、期間満了に伴う更新のための貸借の権利を設定するもので、合計62件、115筆112,681.11㎡です。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の1件について説明いたします。

今回の1件については、更新分となります。

38ページの整理番号7-1008は、期間満了に伴う更新のための貸借の権利を設定するもので、1件、8筆5,119㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですね。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第42号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6議案第42号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第43号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議長（阿部会長）

続きまして、日程7議案第43号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、16番加藤通一委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いいたします。

16番 加藤通一委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程7議案第43号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、39ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第43号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について。別紙農用地利用集積等促進計画案整理番号7-49及び7-53は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たすものと認められるため、同法第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり意見することとする。令和7年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、40ページを御覧ください。

本議案は、議案第42号と同様の議案ですが、議事参与制限がありますので、別の議案となっております。

本庁管内の2件について説明いたします。

整理番号7-49及び7-53は、期間満了に伴う更新のための貸借の権利を設定するもので、合計2件、2筆2,280㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第43号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第43号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、16番加藤通一委員は御着席をお願いいたします。

16番 加藤通一委員 着席

日程8 議案第44号 都市農地貸借に係る事業計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程8議案第44号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、41ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第44号 都市農地貸借に係る事業計画の決定について。別紙都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定より認定申請のあった事業計画整理番号15-2は、適当と認められるので、同法第4条第3項の規定に基づき決定するものとする。令和7年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、42ページを御覧ください。

本議案の都市農地貸借は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき、借手となる申請者が認定申請した事業計画について、農業委員会の決定を経て、市長が認定することにより、生産緑地に賃借権等が設定されるものです。

整理番号15-2は、南区古淵に所在する法人が、南区西大沼に住む所有者が所有する生産緑地について、新たに賃借権等の設定を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は24ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、南区西大沼4丁目の畑、4筆1,723㎡です。契約期間が5年の賃借権で、ハウレンソウ、ブロッコリー、大根、キャベツなど露地野菜を栽培する予定です。申請された事業計画の認定要件につきましては、申請書で確認しています。

(1) 都市農業の機能発揮要件については、地産地消や体験交流を実践する予定であることを確認しています。地産地消では、麻溝台にある自営のパン屋で惣菜パンの材料に使用し、また、地域のマルシェでの販売を実施する予定です。体験交流では、保育園児やデイサービス利用者の農作業体験の受入れを行う予定です。

(2) 地域との調和要件については、減農薬や小まめな草取りなどにより、周辺地域との調和に努めることを確認しています。

(3) 全部効率利用要件については、経営農地市内1,475㎡は現地調査で、市外18,211㎡は他市で発行された耕作証明書で適正な管理を確認しております。なお、市内の経営農地は、今回借り入れる農地の隣接地です。

(4) 解除条件の設定については、締結予定の契約書で確認しております。

(5) 地域における適切な役割分担については、話し合い等に積極的に参加する旨を確認しています。

(6) 役員の耕作常時従事については、代表社員が250日で要件を満たしております。

以上、認定要件について、事務局において確認し、いずれも適合と判断しております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明

や御意見はございませんか。

収受番号15-2、中央区担当、高橋三行委員、お願いします。

15番（高橋委員）

畑としてしっかりとやっけていただいているものですから、別に問題はないかなと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですね。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第44号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程8議案第44号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 報告第39号 相模原市地域計画（案）に係る意見照会に対する回答について

日程10 報告第40号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程11 報告第41号 農地所有適格法人の報告について

日程12 報告第42号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程13 報告第43号 非農地証明書の発行について

日程14 報告第44号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程15 報告第45号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、43ページを御覧ください。朗読します。

報告第39号 相模原市地域計画（案）に係る意見照会に対する回答について。農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づく相模原市が策定する地域計画に係る意見照会については、相模原市農業委員会事務局専決規程第6条第1項の規定により意見なしとして専決処理したので、報告する。令和7年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、44ページから47ページを御覧ください。

今回の相模原市地域計画の変更案につきましては、主に目標を達成するために取るべき必要な措置として、認定農業者による農業用施設の整備の取組を追加することと、1名の農業者について、施設整備の予定を反映させることの2点になっています。この

ことについて、当該農業者の所有地に設置される施設であり、周囲の農地も自身が耕作していること、また、変更案について、農業委員及び農地利用最適化推進委員の方々に可能な限り参加していただいた地域での話し合い及び協議の場で特に意見がなかったことなどから、意見なしとすることについて、事務局長専決処理しました。今回、その旨を報告するものです。

変更内容につきましては、45ページを御覧ください。

3の一番下段、⑧の下線部分がついた場所が農業用施設に係る変更の文言が追加された内容になっております。

次に、47ページを御覧ください。

地域内の農業を担う者一覧ですけれども、一番左側の1番、認定農業者の方の10年後の一番右の備考欄に「施設含む」というものが加えられたという形になっております。

説明は以上です。

議長（阿部会長）

事務局からの補足説明でした。

ほかに、委員からあれば伺いたいと思いますが。

では、今のことで何かありましたら。

2番（築地原委員）

変更案、内容については了解ですが、地域計画の取組、非常に大事で、策定して初年度のブラッシュアップということで、地域での話し合い、協議の場に加えて、9地区ですかね、やられて、それで、私も藤野地区、最初、参加させてもらったんですけども、いずれにしても、藤野地区は条件が厳しいところも抱えているわけですが、やはりある程度、地域の実情を踏まえて、どんな将来像を描くのかというのは、アンケートもとられていますし、JAと関係機関も参加されている中で、将来像を、たたき台みたいなものも示しつつ、協議していくことが大事かなと思うんですね。ただ参加して、聞いて、話し合ったというだけでは、なかなか進まないような気がしました。

目標図に落としている担い手の方は51名ですね。面積のカバー率、ちょっと私、足し上げたんですけども、51名の方の農地が52ヘクタールなんですね。農用地面積が300ヘクタール、対象地域だとカバー率が16.6%ぐらいですかね。なので、やはりこれをしっかりしたものにしていくには、担い手の掘り起こしと、掘り起こすためには、その地域をどんな形で営農を含めて持続させていくかということがないと、なかなか5年後、10年後、拡大していいよとか、担えるぞとかならない。市も考えて、9地区で話し合いの場を持って、アンケートの対象も広げられたようですけども、その単位が大事だと思うんですね。そこに入り込んで、関係者も入り込んで、どのような営農ビジョンにしていくのか、所得をどう上げていくのかとか、やはり足りなければ、そこに新規参入なり、法人化とか、集落営農をつくるとか、もっと厳しい場合はJAが出資法人を足してあげるとか、そういう全体像がないと、なかなか実際に手が挙がらないとか、担ってもいいよということにならないような気がしますね。ですから、もう一歩進めるための工夫、その地区でモデル的に進めるとか、チームを編成して出向いてやるとか。多分、JAはいろいろ工夫されているものはあると思いますので、関係機関と連携しながら、もう一歩進めていただくといいかなと思いますので、変更案についてはこれでいいと思いますが、来年度以降、今年から来年度にかけてから、2年度目、3年度

目、非常に営農環境は厳しくなっていますので、スピードアップして、そこら辺をやっ
ていけないといけないのではないかなと、ちょっとそういう感想も持ちましたので、あ
わせて、市との事務方も含めた打合せの中で工夫していただければなと思います。意見
というよりも感想を含めて申し上げましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

事務局（菊地原事務局長）

御意見ありがとうございます。貴重な御意見をいただきましたので、今回のこの取り
まとめに当たりましても、所管である農政課でありますとか、J A含めて取り組んでお
りますので、いただいた御意見をまたフィードバックして、協議していきたくと思ひま
すので、よろしくお願ひいたします。

議長（阿部会長）

それでは、本件については以上としまして、ほかに、各委員から何か御発言がござい
ましたら。別件でありましたら、お願ひします。

5番（藤村委員）

70ページ、相続された方が、畑だけでも結構な面積がありますので、あっせんなし
というのは自分でやられるんでしょうか。

事務局（武信総括副主幹）

現況が畑になっているものにつきましては、御本人が耕作すると聞いております。

以上です。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

よろしいですか。

それでは、以上で日程9報告第39号から日程15報告第45号を終わります。

以上で全ての日程が終了しました。

次回、第9回総会は、令和7年11月28日金曜日午後1時30分から開催する予定
です。開催場所は産業会館4階特別会議室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第8回総会を終了いたします。